名　称　橘港小勝島南方第三号灯標
位　置
所在地　徳島県橘港（舟磯灯標の南西方約六・六キロメートル）
北　緯　三三―五一―〇二
東　経　一三四―三九―一五
変更した事項
名　称　橘港小勝島南方第三号灯浮標
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
光　度　実効光度一八カンデラ
明弧度　削除
高　さ　削除
変更年月日　平成二十六年六月二十六日
記　事　一時変更

○海上保安庁告示第百二号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年九月三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名　称　大船渡港湾口第一号灯浮標
位　置
所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西南西方約二・〇キロメートル）
北　緯　三九―〇〇―五二
東　経　一四一―四四―一一
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯　質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光達距離　三・〇海里
点灯年月日　平成二十六年六月二十七日
記　事　東北地方整備局釜石港湾事務所管理

名　称　大船渡港湾口第二号灯浮標
位　置
所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約一・九キロメートル）
北　緯　三九―〇〇―五九
東　経　一四一―四四―一三
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
灯　質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光達距離　三・〇海里
点灯年月日　平成二十六年六月二十七日
記　事　東北地方整備局釜石港湾事務所管理

○海上保安庁告示第百三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年九月三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名　称　大船渡港湾口第三号灯浮標
位　置
所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・四キロメートル）
北　緯　三九―〇一―〇八
東　経　一四一―四三―五一
変更した事項
位　置
所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・四キロメートル）
北　緯　三九―〇一―〇五
東　経　一四一―四三―五〇
変更年月日　平成二十六年六月二十七日

名　称　大船渡港湾口第四号灯浮標
位　置
所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・四キロメートル）
北　緯　三九―〇一―一四
東　経　一四一―四三―五三
変更した事項
位　置
所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・四キロメートル）
北　緯　三九―〇一―一〇
東　経　一四一―四三―五一
変更年月日　平成二十六年六月二十七日

名　称　大船渡港湾口北仮設灯浮標
位　置
所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・一キロメートル）
北　緯　三九―〇一―〇八
東　経　一四一―四四―〇四
変更した事項
位　置
所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・一キロメートル）
北　緯　三九―〇一―〇四
東　経　一四一―四四―〇二
変更年月日　平成二十六年六月二十七日
記　事　一時変更

名　称　大船渡港湾口南仮設灯浮標
位　置
所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・二キロメートル）
北　緯　三九―〇一―〇一
東　経　一四一―四四―〇一
変更した事項
位　置
所在地　岩手県大船渡港（コオリ埼灯台の西方約二・一キロメートル）
北　緯　三九―〇〇―五九
東　経　一四一―四四―〇〇
変更年月日　平成二十六年六月二十七日
記　事　一時変更

名　称　大船渡港指向灯
位　置
所在地　岩手県大船渡市（大船渡港灯台）
北　緯　三九―〇一―五三
東　経　一四一―四二―五一
変更した事項
業務休止
変更年月日　平成二十六年六月二十七日
記　事　一時変更

○九州地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月三日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号及び二百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
諫早市森山町田尻字仕築一七六番一から同市小野町三三二番まで	A	六・五〇～五〇・五〇	四・六一四	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一二・六四～六五・五〇	九・九六	
	C	一二・〇〇～三八・五〇	四・八三〇	
	前	メートル	キロメートル	
	A	六・五〇～五〇・五〇	四・六一四	
	B	一二・六四～六五・五〇	九・九六	
	C	一二・〇〇～三八・五〇	四・八三〇	
	後	メートル	キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月三日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十七号及び二百五十一号　諫早市森山町下井牟田字外籠三〇五五番から同市森山町下井牟田字西四番籠二七五六番一六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月三日